◎桐生市議会情報番組「K J | 第8回放送 台本

平成26年5月5日(月)放送

〈市議会のPR〉

相沢議長 次は、第2部、桐生市議会のPRのコーナーです。前回に続いて、議会基本条例について、お送り致します。なお、この議会基本条例の本文をご覧になりたい方は、桐生市のホームページをご覧下さい。

周東副議長 今回は、第6章の「市長と議会の関係」について説明致します。この章は、第19条、 政策提案の説明、第20条、一般質問、第21条、反問権、以上3つの条文からなっています。そ れでは、まず第6章の全体的な解説から行います。

相沢議長 「市長と議会の関係」について示されている第6章では、市民の負託を受けた市長と議会が、緊張関係を保ちながら、市民の意思を把握して行政に反映し、市民福祉の増進と、市政の発展を実現するために、本会議や委員会における、議事に関係することを明確にしました。

周東副議長 それでは、第6章の19条、政策提案の説明、を朗読します。

第19条(政策提案の説明)

第1項 議会は、市長が議会に提案する政策について、その政策の水準を高めるため、市長に対して次に掲げる事項について審議に必要な説明を求めるものとします。

- (1) 政策の根拠及び提案に至るまでの経緯
- (2) 総合計画及び実施計画における位置付け

第2項 議会は、予算及び決算の議案を議会で審議するに当たっては、前項の規定に準じて、 政策別又は事業別の分かりやすい説明を求めるものとします。 以上です。

相沢議長 副議長に、第6章の第19条を朗読して頂きましたが、この議会基本条例の、パブリックコメント用にまとめた、逐条解説に示した、この部分の解説を、佐藤議員から紹介してもらいます。

佐藤議員 はい、わかりました。

本条では、市長が議会に対して提案する政策について、議会は審議に必要な説明を求めることを述べています。

第1項 議会は、市長に対して、「(1)政策の根拠及び提案に至るまでの経緯」、「(2)総合計画及び実施計画における位置付け」の審議に必要な説明を求めるものとします。

第2項 議会は、予算や決算の審議をするとき、議会の審議が十分に行えるよう、市長に対して分かりやすい説明資料の作成を求めることを定めています。

相沢議長 ありがとうございます。この第 19 条は、政策提案の説明について、審議に必要な説明 や、説明資料の作成を求める等、具体的な事を定めました。これは、市民の負託を受けた議会としては、当然のことですが、議員個々においても、提案された政策や議案を理解し、審議し、その結果を市民に説明をするという責任を果たす意味から、必要なことですので、この様に、条例に明確にしました。

周東副議長 それでは、次の第 20 条に移りたいと思います。条文を、今度は西牧議員に、朗読をお願いします。

西牧議員 では、第20条を朗読します。

第20条 (一般質問) 議会は、本会議における一般質問を、論点及び争点を明確にするため、 一問一答方式により行います。 以上です。

周東副議長 ありがとうございます。それでは、解説を私から紹介します。

本条では、本会議における一般質問を、一問一答方式により行うことを述べています。これまでは、一般質問は、一問一答方式または一括質問一括答弁方式を、議員が選択して行っていましたが、

より論点及び争点を明確にするために、一問一答方式に統一して、行うことを定めています。

- 相沢議長 毎年3月、6月、9月、12月の年4回開催される、定例会での一般質問では、多くの市民の皆様の、傍聴を戴いております。お越し頂いている市民の皆様には、感謝申し上げます。しかし、以前は、議員からの質問と、市側の答弁のやり取りが、市民の皆さんから分かりにくい、と言われていました。
- 佐藤議員 はい、一括質問 一括答弁方式を選んだ時は、一般質問で取り上げるテーマが多い場合 や、答弁する市側が、複数の部局にまたがる部長が答弁すると、質問した議員は、理解が出来 ても、傍聴している市民の皆さんは、理解が難しいかたちになっていたと思います。
- **西牧議員** 今回、論点及び争点を明確にするために、一問一答方式に、統一して行うことになり、 本当に良かったと思います。傍聴に来て頂いた市民の皆さんに、より、わかりやすい議論が、 展開出来ると思います。
- **相沢議長** はい、わかりやすい議論は、重要なポイントです。インターネット中継もしていますので、質問をする議員、答弁する市当局、それぞれが傍聴している市民が理解しやすいように、議論が交わせることを期待しています。
- **周東副議長** それでは、次の第21条に移りたいと思います。条文を、今度は、佐藤議員に朗読を、お願いします。続けて、解説の紹介は、西牧議員にお願いします。
- 佐藤議員 それでは、第21条を朗読します。

第21条(反問権) 本会議及び委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、論点を明確にし、議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て、反問することができます。 以上です。

西牧議員 では、続いて解説を紹介します。

本条では、反問権について、述べています。市長等が、論点を明確にし、議論を深める目的で、議長や委員長の許可を得て、質問等の趣旨を確認したい場合に限って、反問権を認めます。

- **相沢議長** はい、ありがとうございます。この「反問権」につきましては、全国の議会基本条例に 取り入れられている制度です。市長等が論点を明確にし、議論を深める目的ということが前提と なっており、解説に示したように、質問等の趣旨を確認したい場合に限って、認めるものであり ます。
- **周東副議長** この反問権は、議員と市長や担当部長との議論を聞いている、市民の皆さんにとって も、良い制度であると思っています。

それでは、議会基本条例の、第6章の「市長と議会の関係」のところは、これで、終了とさせていただきます。

以上、第2部 桐生市議会のPRのコーナーでした。

〈一般質問:西牧秀乗〉

周東副議長 それでは、一般質問のコーナー前半を、西牧議員、お願い致します。

西牧議員 私が皆様に紹介したい一般質問は、平成23年 第4回定例会12月議会から3回行いました「農地改良における残土条例対応の土地について」であります。

周東副議長 このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

西牧議員 黒保根町の宿廻地内において、農地改良と申告し、3か所の農地に、建設残土や産業廃棄物と思われる物を、業者が埋立てしたと住民から、訴えがありました。農地改良のもと、業者が、農地に建設残土や産業廃棄物を、埋立てられないようにしたかった。本来、農地に関係ないものを、桐生市に、埋立てられないようにしたい。産業廃棄物などによる、環境汚染の懸念も多いにあります。そのために、農地改良届け出についての抜け穴をふさぎ、農地改良の要綱を作り、

さらに条例等で規制し、農地は農地として残し、農地の環境汚染と、その周りの環境破壊を食い止めたかったので、この題材を選定しました。

周東副議長 それではまず、農地を改良する場合、どのような法や規則があるのか、説明をお願いいたします。

西牧議員 産業経済部長の答弁は、農地法による農地改良とは、自分の農地を、より、耕作しやすいようにするための土の入れ替えや、盛り土等を行なうことですが、これには、規制がないということでした。 さらに農業委員会においても、届出書類の提出しかない。ということでした。

周東副議長 わかりました。それでは次に、どのような質問をしたのか、教えてもらえますか。

西牧議員 黒保根地区の、農地改良届け等の一連の経緯について、質問いたしました。

周東副議長 どのような回答が、かえってきましたか。

西牧議員 産業経済部長の答弁は、黒保根町宿廻地内の、それぞれ3か所、平成23年7月19日、8月29日、9月12日に、農地改良届が出された。この場所の1つは、届出書が提出された後に面積拡大の相談があり、500平方メートルを超える面積であることから、残土条例の適用範囲となるため、7月26日からパトロールを開始した。10月26日には、産業廃棄物の混入があるのではないかと、議員の指摘を受け、現地調査を実施した。さらに、11月9日には、業者、県、土地の所有者、議員、区長、自治会長等の立会いのもと、再調査を行なうとともに、土砂の採取を行い、土壌溶出試験を実施した。ということでした。

周東副議長 調査結果は、どうでしたか。

西牧議員 異常なしということでしたが、いまだに、違法行為が続いている状況であります。

周東副議長 そのことについて、当局は、どのような対応を図ったのですか。

西牧議員 市民生活部長の答弁は、農地改良の届け出の後に面積変更があり、残土条例を申請したいという届け出が出されため、直ちに現場へ行き、500平方メートルを超えて土砂が搬入されている状況を確認した。事業者には、超えた分は撤去するよう口頭で指示したが、指導に従わなかったので、行政指導が及ぶ範囲で施行させる方が有益と判断し、残土条例を適用して指導をしている。ということでした。

周東副議長 わかりました。それでは、残土とはどのようなもので、混入物に対しては、どのような基準になっているのですか。

西牧議員 市民生活部長の答弁は、搬入された土砂が建設残土なので、多少、混入物や付着物があるのは、やむを得ないものと考えられるが、残土条例においては、そのことを想定した上で、安全性を確保できるような規定を設けている。しかし、残土に含まれる混入物が廃棄物である場合は、廃棄物処理法に基づく除去、あるいは適正な処理を指導している。ということでした。

周東副議長 この建設残土に対して、有害物質などは、あるのですか。

西牧議員 この3か所において、県と桐生市が測定をしたのですが、いずれも微量の値は検出したが、基準値以下であったということでした。しかし、基準値以下であったとしても、この場所は、あくまで農地なので、そのことに対して、質問をいたしました。

周東副議長 その質問に対する回答は、どうでしたか。

西牧議員 市民生活部長の答弁は、国の環境基本法に規定されている、土壌汚染に係る環境基準というものに準拠して、残土条例の施行規則に、安全基準を設けている。基本的には、安全性は確保されていると理解している。ということでした。

周東副議長 わかりました。では、3か所の農地改良の、その後の状況は、どうなっているのですか。

西牧議員 黒保根町宿廻地内の、3か所の農地改良について、1か所は残土条例に係わり、やり直しをしなければならない状況であります。

私の質問によって、桐生市農業委員会農地改良の取り扱いに関する要綱が作られ施行され、 農地改良では、農地に必要な土しか埋立てできなくなり、悪質な業者などによる建設残土は、 埋められなくなりましたが、1か所については、やり直しとなっていることから、引き続き、 この問題に取り組んでまいります。

周東副議長 西牧議員、ありがとうございました。

〈一般質問:佐藤幸雄〉

相沢議長 では、続いて、一般質問のコーナーの後半は、佐藤議員、お願いします。

佐藤議員 私が皆様に紹介したい一般質問は、平成25年 第2回定例会6月議会で行いました「人・農地プランについて」であります。

相沢議長 このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

佐藤議員 はい。合併後↓桐生市の農業の現状は、基幹産業の位置づけにあると考える中、まだまだ、農業振興に対する施策は、充分ではないと考えております。国は、平成24年度から、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などを問題と捉え、その解消策として、市町村において、人・農地プランを作成しているところであります。そこで私は、給付金や協力金などの充実と共に、桐生市の農業経営が安定して営めるよう、桐生市独自の支援策が必要であると考え、このテーマを選定いたしました。

相沢議長わかりました。それではまず、どのような質問をされたのか、教えてもらえますか。

佐藤議員 はい。まず、人・農地プランの概要について、質問いたしました。

相沢議長 回答は、どうでしたか。

佐藤議員 はい。産業経済部長の答弁は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題が全国的な課題となっており、それを解決する方策として国が打ち出したのが、人・農地プランである。具体的には、集落、地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体はどこか、中心となる経営体に、どうやって農地を集積するかなどについて、図面や名簿を作成し、将来の地域農業のあり方を決めていくものである。ということでした。

相沢議長 桐生市の進捗状況は、どうですか。

佐藤議員 はい。産業経済部長の答弁は、人・農地プランを作成することによる新規就農や資金について、優遇措置が受けられることを優先に、第1ステップとして、桐生市全体でのプランを、平成24年9月に作成した。今後、第2ステップとして、それぞれの集落、地域を単位とした、プランの作成に向けた検討を重ねる予定である。ということでした。

相沢議長 地域を単位としたプランの作成は、たいへんそうですね。

佐藤議員 はい。産業経済部長の答弁は、集落、地域を単位としているので、それぞれの集落、地域の中心となる経営体が問題意識を持つだけでは、プランの作成は困難である。それぞれの集落、地域における、幅広い農業者を集めての話し合いができるかが、課題であるというふうに理解している。ということでした。

相沢議長 プランを作成することによるメリットは、どういうものがあるのですか。

佐藤議員 はい。産業経済部長の答弁は、プランに位置づけられると、青年就農給付金や農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間無利子などのメリットがある。ということでした。

相沢議長 それでは、桐生市の支援状況は、どうなっているのですか。

佐藤議員 はい。産業経済部長の答弁は、平成24年度における支援状況は、も粛塚就農給付金の該当が、1件あった。年度途中の就農だったため、年間150万円のうち、下半期分の75万円を、新規就農者に対して交付した。ということでした。

相沢議長わかりました。それでは、次に、どのような質問を展開したのですか。

佐藤議員 はい。耕作放棄地及び遊休農地等の対策について、質問をいたしました。

相沢議長 当局からの回答は、どうでしたか。

佐藤議員 はい。高齢化等により耕作できなくなった農地を、そのまま放置することが、東京起耕作放棄地になってしまう状況を踏まえ、耕作放棄地となる前に、担い手へ貸し出すための斡旋を、農業委員会と連携して行なっている。その結果、24年度においては、農業経営基盤強化促進法による、利用権設定及び所有権移転により、15名の担い手に、面積としては、約7.5~クタールの農地が、集積されている。ということでした。

相沢議長 桐生市の、今後の取り組みは、どうなのですか。

佐藤議員 はい。産業経済部長の答弁は、集落、地域を単位とした、人・農地プランの作成を検討していくとともに、農業委員会と連携して、農業経営基盤強化促進法による、利用権設定を広く周知し、担い手への、農地の一層の集積を図っていきたい。ということでした。また、続いての答弁では、現在、県単補助事業の、農地利用集積促進事業補助金を活用し、新規に、6年以上の利用権を設定した認定農業者に奨励金を交付しているが、本事業についても、一層の周知を図っていきたい。ということでした。

私は、まだまだ農業振興に対する、一層の充実した農業施策が必要であると考えており、後継者不足や農地集積の問題は、重要課題と捉えているので、これからも、この問題に取り組んでまいりたいと思っています。

相沢議長 佐藤議員、ありがとうございました。

〈市のPR、条例関係〉

相沢議長 それでは最後のコーナー、第4部に入ります。第4部は、議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーです。

今回は、第 12 回議会報告会・意見交換会の開催について、最初に報告させて頂いて、そのあ とに、前回に引き続き、委員会の視察報告を紹介致します。

周東副議長 はい、4月28日月曜日に、西公民館で「議会と語ろう」第12回議会報告会・意見交換会が開催されました。内容は、3月の第1回定例会の報告と、意見交換会のテーマは「地域の現状と課題」でした。ご参加いただいた皆様から、地域の課題など、多くの意見を頂き、感謝申し上げます。

相沢議長 そうですね。また、いつも区長連絡協議会をはじめ、地元の役員の方々、桐婦連、市老連の皆様には、応援を頂いております。

感謝、申し上げます。これからも、よろしくお願いします。

周東副議長 それでは次に、委員会の視察報告について、リスナーの皆様に、紹介させて頂きたい と思います。前回の放送では、各常任委員会が、平成 25 年度に実施した視察を紹介しました。 今回は、特別委員会の中で、水質調査特別委員会が視察に行っておりますので、紹介します。

- 相沢議長 ところで、リスナーの皆様に、特別委員会の役割を、最初にお伝えします。特別委員会は、桐生市の抱えている特別な課題や、議会として取組む必要のある、特別な課題を解決するために、設置されます。現在、桐生市議会には、地方主権調査特別委員会、地域政策調査特別委員会、水質調査特別委員会がありますが、今回は、水質調査特別委員会について、ご報告いたします。この水質調査特別委員会は、渡良瀬川及び桐生川並びに、市域内河川の環境・水質保全や、足尾の古河機械金属株式会社に関する山元対策に、取組んでいます。
- **周東副議長** 皆さんも、御存知のことと思いますが、桐生市民は、渡良瀬川におかいては、足尾銅山の公害で、たいへんな苦労を経験した経緯があります。現在も足尾では、古河機械金属株式会社が、公害防止事業を、継続的に行っております。そのなかで、桐生市は、渡良瀬川から水道水を取水していることから、環境や水質の保全は、重要な課題と捉えています。
- **相沢議長** また、渡良瀬川だけでなく、桐生川ダムや、上菱浄水場がある桐生川や市内河川の水環境の保全も、重要な課題と捉えています。さらに、河川に流入するゴルフ場からの排水等も、水質保全の立場から、チェックしています。
- **周東副議長** 本日、ゲストで出演しています、西牧議員や私も、水質調査特別委員会に入っていますが、昨年の11月に、岡山県岡山市と香川県高松市に行き、岡山市では「ゴルフ場で使用される農薬の調査について」、また、高松市では「持続可能な水環境の形成に関する水環境 健全化推進事業」について、行政視察を行いました。今日は、その報告を行います。
- **相沢議長** それでは最初に、岡山市の「ゴルフ場で使用される農薬の調査について」から、紹介して下さい。
- 周東副議長 はい、岡山市市内には、現在、18ホール以上のゴルフ場が、11か所あります。農薬 調査の経緯は、平成2年以前に、ゴルフ場下流で魚等の死亡が確認され、平成2年に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を制定しました。そこで、ゴルフ場で使用する農薬による、水質汚濁を未然に防止することになり、ゴルフ場と公害防止協定を締結し、農薬使用の報告、立ち入り検査、使用計画書の提出を、義務付けました。 現在は、先ほど申し上げました、市内の11施設を対象として、調査をしていました。各ゴル
 - 現在は、先ほど申し上げました、市内の11施設を対象として、調査をしていました。各ゴルフ場の排水口は14か所あり、毎年10月に、検査を実施しています。
- **相沢議長** 農薬の検査項目は、岡山市内の、多くのゴルフ場で使用されている、農薬を対象にして、 検査を行っているが、近年においては、指針値の超過はなく、指針値を大きく下回っているとの報 告でした。とくに問題はないとの、岡山市の見解でした。
- **周東副議長** はい、検査状況を聞いて、多くの委員が、大間々カントリー倶楽部に対する、桐生市の対応の方が、厳しいと感じたようです。但し、ゴルフ場の排水と言う観点からすると、桐生市内にある、他のゴルフ場のチェックはどうなっているのか、と感じた委員もいるようです。
- **相沢議長** いろいろな角度から、桐生市の状況を見ることは、大切なことであると思います。視察して感じた事を、今後の委員会活動に活かして頂きたいと思います。それでは、次の高松市の行政視察を、お願いします。
- **周東副議長** はい、高松市は「持続可能な水環境の形成に関する水環境健全化推進事業」を、視察しました。高松市は、年間降水量の平均値が1,082ミリで、全国の県庁所在地平均1,609ミリの、約3分の2、全国的にみても、雨の少ない地域であります。また、周辺に大きな川が無いため、川の水を利用して、貯水量の大きなダムを作るのが、難しいのが現状です。このような、地形や雨が少ない地域性が災いして、取水制限や断水が、たびたび発生し、水道水の確保に、たいへん苦労されていました。
- 相沢議長 報告では、平成8年に「高松市水問題対策に関する基本指針」の策定、平成15年に「高松市 水循環 健全計画」の策定、さらに、「高松水環境会議」の設置、その提言を受けて、平成22年に「高松市持続可能な 水環境の形成に関する条例」を制定した、とのことですが、水環境の形成に、市や市民、また事業者が一体となって取組んでいる様子が、推察出来ます。

- **周東副議長** 委員の皆さんからは、高松市の苦労している状況を聞いて、桐生は、水に恵まれていることに、感謝しなければいけない、また、水の大切さを、あらためて勉強させられた等の所感が、寄せられていました。さらに市民にも、水の大事さを知ってもらうことも必要だと感じた委員もいました。
- **相沢議長** 報告を見ましたが、高松市では、市民に対して、水道の元栓を絞って、水圧を調整し節水する、自主減圧の推進や、下水処理水を中間水として、トイレの洗浄水に利用するように推進していますが、水の大切さを節水行動に移す、重要なポイントです。桐生市の施策に活かしていけることを、期待したいです。
- **周東副議長** その通りです。地球温暖化による、気候変動も危惧されているなかで、いつ水問題が起きるか、心配なところもあります。今ある資源を大切にする、意識の醸成は、重要であると思います。

それでは、以上で、行政視察の報告は終了し、第4部を、これで終了とさせて頂きます。